

## 鹿児島工業高等専門学校図書館一般市民等利用要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、鹿児島工業高等専門学校の教育及び研究に支障のない範囲で、鹿児島工業高等専門学校図書館（以下「図書館」という。）に所蔵する図書館資料（以下「資料」という。）を一般市民等の利用に供するため、その利用に関し必要な事項を定める。

### (利用者の範囲)

第2条 一般市民等で、図書館を利用することができる者は、学術に係わる研究、調査又は学修を目的とする18歳以上の者（以下「利用者」という。）とする。

### (図書館利用の範囲)

第3条 利用者の図書館利用の範囲は、図書館備付資料（以下「図書」という。）の館内利用のみとする。

2 利用者は、前項に掲げる図書を所定の場所で閲覧し又は貸出しを受けることができる。

### (利用時間)

第4条 利用者が図書館を利用することができる時間は、本校が定める図書館の開館時間内とする。

### (利用手続)

第5条 利用者は、図書館を利用しようとするときは、「図書館利用願」（別紙第1号様式）を提出するとともに、身分を証明する証書を提示の上、「図書館利用カード」（別紙第2号様式）の交付を受けなければならない。

2 利用者は、図書館の入館に際しては、「図書館利用カード」を図書館職員に提示しなければならない。

3 利用者は、図書の貸出しを受けるときは、「図書館利用カード」を添付して図書館職員へ申し出なければならない。

### (貸出しの期間及び冊数)

第6条 貸出しの期間は2週間とし、一度に貸出しできる冊数は5冊までとする。

2 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、貸出しの期間及び冊数について特別の扱いをすることができるものとする。

### (遵守事項)

第7条 利用者は、図書館職員の指示する事項を遵守しなければならない。

(弁償義務)

第8条 利用者は、利用中の図書を亡失又は損傷した場合、又は施設設備若しくは備品等に損害を与えた場合は、弁償しなければならない。

(利用中止等)

第9条 この要項に違反し、又は係員の指示に従わない者に対しては、図書館の利用を停止又は禁止することがある。

(規則の準用)

第10条 この要項に定めるもののほか、利用に関し必要な事項は、鹿児島工業高等専門学校図書館利用規則（昭和58年4月1日制定）を準用する。

附 則

この要項は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

別紙第 1 号様式

図 書 館 利 用 願

鹿児島工業高等専門学校長 殿

貴校図書館を利用したいので、下記のとおり願います。なお、利用に際しては貴校の図書館利用規則等を遵守します。

住 所		願出年月日	令和 年 月 日
(ふりがな) 氏名 年 月 日		自 宅 電 話	
勤 務 先 等		勤 務 先 電 話	
利 用 目 的	1 一般教養のため          2 学術研究のため 3 技術調査研究のため 4 その他 ( )		
利 用 期 間 (1年以内)	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
証 明 書 等	1 身分証明書    2 運転免許証    3 健康保険証 4 その他 ( )		

注 太線枠内のみ記入し、身分証明書、運転免許証、健康保険証など身元を明らかにすることができる書類を添付して図書情報係に提出してください。

図 書 館 長	学 生 課 長	図 書 情 報 係 長	図 書 情 報 係
受 付 年 月 日	令和 年 月 日		
決 裁 年 月 日	令和 年 月 日		
利 用 許 可 番 号			

図書館利用カード

図書館利用カード

(バーコード)

一般

氏名  
交付日 令和 年 月 日

鹿児島工業高等専門学校図書館